



生活

敬老事業の実施に助成

市は、多年にわたり地域社会に尽くした高齢者の長寿を祝う敬老事業の実施団体等に対し、助成金を交付します。

助成金の交付を希望される団体等の代表者は、「助成金交付申請書」に参加対象者名簿を添えて、事業実施日までに福祉課へ申請してください。

申請書は、福祉課、地域局、各地域市民センターに備えています。

「高齢者・障害者の人権あんしん相談」

岡山地方法務局と県人権擁護委員協議会は、次の「高齢者・障害者の人権あんしん相談強化週間」に、電話相談を受け付けます。高齢者や障害者の人権問題について、遠慮なく相談ください。

相談電話：0570-031110

期間：9月5日(月)～11日(日)

時間：月～金曜日 午前8時30分から午後7時、土・日曜日 午前10時から午後5時

問い合わせ 法務局高梁支局(☎22318)

お預かりの通貨・証券などをお返します

税関は、次の通貨や証券などをお返ししています。

①終戦後、外地から引き揚げてきた人が、上陸地の税関や海運局に預けた通貨と紙幣、②外地の集結地にお

▽対象事業：在宅の高齢者を敬う事業。ただし、現金や記念品等の贈呈のみの事業は除きます。

▽助成金の対象者：8月1日現在で市内に住所を有する満75歳以上の人(平成24年3月31日までに満75歳となる予定の人を含む)

▽助成金の交付額：敬老事業に参加された対象者数に1000円を乗じて得た金額の範囲内

▽支給要件：①9月から11月までの期間内に実施される敬老事業②対象者が他の敬老事業と重複した場合、どちらか一方の事業のみ③対象者一人につき一回の交付④実施規模は、少な

くとも町内会単位以上とすること⑤実施主体は、地域住民の創意工夫により、さまざまな地域内の団体・グループ等が対象

■問い合わせ 福祉課高齢福祉係(☎210265)

新潟県では7月の豪雨により家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、多くの方々が被災されました。

このため、日本赤十字社高梁市地区および高梁市共同募金委員会では、被災された方々への義援金を受け付けています。

▽募金箱設置箇所：市役所福祉課、市民課、地域局、各地域市民センター、高梁市社会福祉協議会本所、各支所

皆さまの温かいご支援をお願いします。

■問い合わせ 福祉課福祉係(☎210281)

毎月10日はノーレジ袋デー

知っていますか? 「建退共制度」

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

▽加入できる事業主：建設業を営む方

▽対象となる労働者：建設

切れた電線や垂れ下がった電線は、感電の恐れがあり大変危険です。絶対に近づいたり、触れたりせず、すぐに中国電力へご連絡ください。

■問い合わせ 中国電力株式会社岡山カスタマーセンター(☎0120-413-823)

新潟県豪雨災害に伴う義援金のお願い

切れた電線に近づかないで

業の現場で働く人の

▽掛金：日額310円

■問い合わせ 建設業退職金共済事業本部岡山支部(☎086-225-4133)

第22回書道連盟展

▽日時：9月17日(土) 正午～午後5時、18日(日) 午前9時～午後5時、19日(月) 午前9時～午後4時

▽会場：文化交流館

■問い合わせ 高梁書道連盟 小阪さん(☎240905)

8月納期限(口座振替日)のお知らせ

税(料)目	期	納期限(口座振替日)	【予告】9月の納期限(口座振替日)
市民税・県民税(普通徴収)	2期	8/31(水)	○国民健康保険税(普通徴収/3期)
国民健康保険税(普通徴収)			○介護保険料(普通徴収/3期)
介護保険料(普通徴収)			○後期高齢者医療保険料(普通徴収/3期)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)			※納期限/口座振替日=9/30(金)

※口座振替を登録されている場合、口座振替日前に預金残高の確認をお願いします。

■問い合わせ 税務課収税係(☎210215) / 後期高齢者医療保険料は、保険課健康保険係(☎210258)

就学前の子どもたちと保護者の交流の場

遊びにおいでよ! ゆう・ゆうひろば

9月

場所 子育て支援センター(吉備国際大学短期大学部9号館1階)

サロン 毎週月～金曜日(祝日除く) 午前10時～午後4時

夏休み期間中、年齢別利用日を設けています。
毎週火曜日：3～5歳児の日
毎週木曜日：2歳児以下の日

オープンスペース
毎週金曜日
午前10時～午前11時30分
2日「好きなものなあに? ままごとあそび」
9日「おじいちゃん おばあちゃん ありがとう」
16日「ふわふわ風船であそぼう」
30日「秋だ! 体を動かそう」

■問い合わせ 子育て支援センター(☎22450)、子ども課子ども支援係(☎210288)

国民年金

「国民年金保険料の免除・猶予制度をご存じですか？」

経済的な理由などで、国民年金保険料を納付することが困難な人には「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

制度名	内容	免除・猶予期間
保険料の免除制度	本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定以下の場合、申請により保険料の全額または一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除となります。	7月～翌年6月
若年者納付猶予制度	本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。(30歳未満の人)	

★申請…原則、毎年申請が必要(全額免除または若年納付猶予が承認された人で申請時に翌年度以降も申請を希望した場合は、翌年度以降も継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。)

★申請に必要なもの…年金手帳、印鑑(本人が申請する場合は不要)
※失業のため申請するときは、離職票または雇用保険受給資格証も必要

免除・猶予と未納は、下表のような違いがあります。

免除・猶予期間	保険料の納付状況			
	納付	全額・一部免除	納付猶予	未納
受給資格期間に算入されるの? (老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間・保険料を免除された期間の合計が25年以上必要です。)	○	○	○	×
老齢基礎年金額の計算に算入されるの?	○	△(一部)	×	×

※一部免除は、一部保険料を納付しなかった場合、未納と同じ扱いになります。

■問い合わせ 市民課戸籍住民係(☎210252)、日本年金機構高梁年金事務所(☎210572)